

相続財産清算人の方が
「遺言書保管事実証明書」を請求されるときに
必要な書類についてご案内します。

① 遺言者の死亡日は「令和2年7月10日以降」ですか。

はい ↓

②に進んでください。

いいえ ↓

自筆証書遺言書保管制度開始前
のため、交付することができま
せん。

② 請求のために必要な書類は、次のとおりです。

↓
【必要書類等】

相続財産清算人の選任審判書又は相続財産清算人証明書（作成後3か月以内）
※審判の日から3か月を経過した選任審判書は不可

遺言者の除籍謄本及び住民票の除票の写し
※相続財産清算人の選任審判書又は相続財産清算人証明書に、死亡者の死亡の事実及び最後の住所
が記載されている場合は添付不要。

遺言書保管事実証明書交付請求書

【窓口請求の場合】

請求人の本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカードなど、官公署から発行された顔写真付きの身分証明書）

選任審判書等に記載された相続財産清算人の住所が事務所の住所の場合
→ 弁護士会又は司法書士会が作成した事務所の住所と個人の住所が併記された証明書

手数料（1通につき800円）

(参考) 請求先及び請求書作成の注意事項です (請求前にチェック願います)。

1 請求先の法務局及び請求方法は、次のとおりです。

請求先：全国の遺言書保管所（法務局） 請求方法：窓口又は郵送

2 請求書は、記入すべき事項を全て記入していますか。

また、該当する口にはし印を記入していますか。

3 記載事項の訂正、加入、削除の方法は、以下のとおり。

(訂正した文字は読むことができる状態で残していますか。欄外に訂正した旨の記載、訂正箇所を押印は不要です。)

訂正 …二重線を引いて正しい文字を記入する。

削除 …二重線を引く。

加入 …文字と文字の間に 「 ∪ (波カッコ) 」を使う。

4 両面・拡大・縮小印刷をしていませんか。

その他

1 添付書類の原本の返却を希望する場合は、「原本に相違ない」旨の記載及び「記名」をしたコピーと、原本を提出してください。

2 郵送で請求する場合は、請求人の住所を記載した返信用封筒、切手を同封してください。



遺言書ほかんガルー